プロジェクト申請の手順(Ver.1.2)

専門委員会が申請するプロジェクトの申請書の作成方法、構成員、申請手続き に関する手順は、以下のごとくとする。

1. 作成方法

(ア) 規定のフォーマットに従い、申請書を作成する。

2. 構成員

- (イ) プロジェクトの申請書に記載する構成員は、代表者(責任者、統括責任者などの名称でもよい)、委員、オブザーバー、アドバイザーおよび協力者をいう。
- (ウ)代表者は、日本臨床化学会の細則第44条(注)による委員であること。 注:各委員会は、理事会の承認を得て代表理事が委嘱した委員によっ て構成される。委員の任期は4年とし、再任を妨げない。但し、 細則に規定する委員会にあっては、これを適用しない。 委員は、任期開始時期65歳未満の会員とする
- (エ)委員は、日本臨床化学会の会員で、申請時に満65歳未満の者をいう。
- (オ) オブザーバーおよびアドバイザーは、会員規定および任期開始時期 65 歳未満の規定をそれぞれ適用しない。
- (カ)協力者は、プロジェクトを遂行するにあたって必要な試薬や機器などのハード面、技術の指導などのソフト面で協力してもらう企業、または企業に属する者をいう。日本臨床化学会の会員でなくてもかまわない。

3. 申請手続き

- (キ) 申請書の代表者は、担当の専門委員会に提出する。
- (ク)専門委員会委員長は委員会にて審議し、承認されれば学術連絡委員会委員長に提出する。
- (ケ) 学術連絡委員長は学術連絡委員会にて審議し、承認されれば理事会に 提出する。
- (コ) 理事会での承認をもって、プロジェクト申請が正式に認められる。
- (サ)迅速にプロジェクトを遂行できるよう、それぞれの審議はメールでの持ち回り会議も利用する。